

公 告

(川辺川ダム砂防事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定の締結)

次のとおり公告します。

平成20年 2月29日

国土交通省九州地方整備局
川辺川ダム砂防事務所長 柿崎 恒美

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、川辺川ダム砂防事務所が管理する区間において、大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合、緊急的にダム・砂防区間・代替地等の巡視又は応急対策工事を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

(2) 基本協定期間

基本協定締結区間は表-1のとおりであり、3ブロックそれぞれに各々の業者と基本協定を締結するものとする。

(表-1) 基本協定締結区間

ブロック	区 間 名	基 本 協 定 締 結 区 間	備 考
1	相良村・五木村の川辺川左岸地区	相良村の晴山谷川から五木村の宮目木川までの区間	技術資料説明書による
	相良村・五木村の川辺川右岸地区	相良村の初神谷川から五木村の折立川までの区間(五木小川)	//
2	五木村の川辺川左岸地区	五木村の宮目木川から五木ダムサイトまでの区間	//
	五木村の川辺川右岸地区	平瀬川から(五木小川)五木ダムサイトまでの区間	//
3	五木村・八代市泉町の川辺川右岸地区	五木村の五木ダムサイトから八代市泉町の谷内川までの区間	//
	五木村・八代市泉町の川辺川左岸地区	五木村の五木ダムサイトから八代市泉町の葉木川までの区間	//

(3) 協定期間 平成20年 4月 1日(予定) ~ 平成21年 3月31日

(4) 本協定締結業者の選定については、災害時等における応急復旧工事又は対策工事を実施する際の工事実施体制、保有技術者、工事の施工実績等に関する技術資料及び資機材保有状況、安全管理等に関するヒアリングを実施し、それらを総合的に評価して協定締結業者を選定する。

また、評価については、希望した1~3のブロック毎に業者を評価し、協定締結区間と同数の上位業者を協定締結業者として決定する。

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における、一般土木工事に係る(B～D)等級の有資格業者の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。ただし、ヒアリングの時点において、九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における、一般土木工事に係る(B～D)等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 本店の所在地が川辺川ダム砂防事務所流域市町村にあること。また、希望する基本協定締結区間については、川辺川ダム砂防事務所の各出張所管内に本店の所在地があることとし、表-2のとおりとする。

(表-2) 砂防工事課及びダム第二出張所管内における該当本店所在地

管内	ブロック	協定締結業者数	本店の所在地
砂防工事課及び ダム第二出張所	1～3	6	人吉市、相良村、五木村、錦町、あさぎり町、 多良木町、湯前町、水上村、八代市泉町

- (5) 経常建設共同企業体にあつては、平成19年4月1日から九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における一般土木工事に係る(B～D)等級の有資格業者(平成19年度現在のランクが(B～D)ランクであれば可)の認定を現在まで継続して受けていること及び平成21年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。
なお、経常建設共同企業体が平成19年4月1日から現在まで継続しているとは、経常建設共同企業体の各構成員についても変更がないことをいう。
また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (7) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又、はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒868-0095 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317

電話 0966-23-3174 (代) (内線224)

FAX 0966-22-1291

国土交通省九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所 経理課契約係

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：平成20年2月29日（金）から平成20年3月17日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒868-0095 熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317
国土交通省九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所 経理課契約係
- ③ 交付方法：電子媒体で交付するので、未開封のCD-Rを持参すること。また、郵送による交付にも応じるので、希望者は(1)に事前に連絡した上で、交付期間内に住所、氏名等の必要事項を記載した返信用封筒等（切手貼付であるもの又は宅急便の着払い伝票を同封したもの。なお、CD-R破損の対策を行うこと。）を送付すること。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：平成20年2月29日（金）から平成20年3月17日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記3.(1)②に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。（提出期間内に必着。）により提出する。

4 その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。